

Ⅷ 教育職員免許状について

1. 教育学研究科 高度教職実践専攻（教職大学院）で取得できる教育職員免許状の種類及び教科

教育学研究科 高度教職実践専攻（教職大学院）を修了した者は、本専攻入学時に取得している教育職員免許状に応じて、下記の専修免許状を取得することができます。

※「教育職員免許法、同法施行規則改正のため教職課程再課程認定申請中。
ただし、文部科学省における審査の結果、予定している教職課程の開設時期が変更となる可能性があります。」

免許状の種類	免許状の教科
小学校教諭専修免許状	全科
中学校教諭専修免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語、ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語
高等学校教諭専修免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、情報、工業、英語、ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語

2. 専修免許状取得の前提条件

本専攻にて、専修免許状を取得する場合は、以下の前提条件のいずれかを満たしている必要がある。

- ①本専攻入学以前に、教育職員免許法第5条別表第1により、同一学校種・教科の一種免許状を取得していること。
- ②教育職員免許法第5条別表第1により、同一学校種・教科の一種免許状取得のための所要資格を満たしていること。

3. 専修免許状取得のための履修方法

「教職に関する科目」（下記参照）を24単位以上取得するとともに、本専攻を修了し、修士の学位を得ることにより、本専攻で課程を設置している学校種および教科の中で、取得済みの一種免許状と「同一学校種・教科」の専修免許状が取得できる。

教職に関する科目一覧（全教科共通）

教育学研究科 高度教職実践専攻（教職大学院）設置科目	
基本科目	
カリキュラム開発の理論と実践	学級経営の理論
カリキュラム・マネジメントの理論と実践	学級経営の実践力研究
授業設計の実践力	学校組織開発の理論と実践
授業分析の実践力	教育行政・計画研究
授業技術の理論と実践	教員の社会的役割と職業倫理
学校カウンセリングの理論と技術	学校とコミュニティ開発
児童生徒の社会性・規範意識を育てる開発研究	
分野別選択科目（A分野）	分野別選択科目（B分野）
カリキュラム評価の理論と方法	問題行動の事例研究と支援演習
総合的な学習の時間の実践研究	担任学の実践研究
授業力向上の実践演習	キャリア教育の理論と実践

授業開発の実践研究	子どもの対人関係育成の実践研究
学習指導のための教育心理学	キャリア教育の実践プログラム開発
特別活動の理論と実践	学級経営の実証的研究
分野別選択科目（C分野）	分野別選択科目（D分野）
心理教育的アセスメントと個別の指導計画	学校マネジメントと学校再生に関する理論と事例研究
心理教育的アセスメントを生かした授業実践	学校経営に活かす教育データ分析の実践研究
脳の働きの障害と教育支援	学校の事故・事件に関する行政・法令の事例研究
	多文化・異文化間教育の実践的研究1
	多文化・異文化間教育の実践的研究2
	校内研修を通じた学校経営の充実

※分野別選択科目の中で課程認定を受けていない科目は専修免許状取得の単位として使用できないので注意すること。

4. 教育職員免許状の申請

教育職員免許状の申請には、個人申請と一括申請の2つの方法がある。

○一括申請

3月の修了予定者に限り、大学がとりまとめて申請を代行する方法。学位授与式当日に教育職員免許状を授与する。ただし、教育職員免許状の取得方法によっては、一括申請できない場合もあるので、詳細は教育・総合科学学術院事務所（16号館2階）まで事前に相談すること。

○個人申請

本人が住民票のある都道府県の実務委員会に申請をする方法。ただし、教員の採用が決まっている場合は、採用校のある都道府県の実務委員会へも申請することができる。

5. その他

「教育職員免許状授与証明書」の請求は、授与権者（個人申請の場合は申請した都道府県の実務委員会。一括申請の場合は東京都教育委員会）に行うこと。

X 連携協力校・教育委員会等からの授業参観

本専攻は、教育委員会・学校との間で連携協力の協定を締結し、教育研究について協力体制を築いている。そのため、これらの教育委員会・学校等の関係者による本専攻の授業・実習への参観等が行われることがある。